

小 浜 市 小 浜 西 組 伝 統 的 建 造 物 群  
保 存 地 区 保 存 活 用 計 画

## 目次

第1章	保存活用計画の基本事項	
	(1) 保存活用計画の目的	1
	(2) 保存地区の名称、面積、区域	1
第2章	保存地区の保存および活用に関する基本計画	
	(1) 保存地区の沿革	1
	(2) 保存地区の歴史的風致を構成する町並みの特性と伝統的建造物群の現況	2
	(3) 保存地区の歴史的風致を構成する伝統的建造物群の特性	4
	(4) 保存と活用の方針	5
	(5) 保存の内容	5
第3章	伝統的建造物および環境物件の決定	
	(1) 伝統的建造物	5
	(2) 環境物件	6
第4章	保存地区内における建造物および環境物件等の保存整備計画	
	(1) 保存整備の方針	6
	(2) 保存整備計画	6
第5章	保存地区内における建造物および環境物件等の保存にかかる助成措置等	
	(1) 建造物等の修理および修景に要する経費の補助	6
	(2) 保存団体への補助	7
	(3) 建築物の新築、増築、改築等に係わる設計相談	7
第6章	保存地区内の保存および活用のために必要な環境整備計画	
	(1) 伝統的建造物の公開および展示施設の整備	7
	(2) 管理施設等の整備	7
	(3) 環境の整備	7
	(4) 道路・駐車場の整備	7
	(5) 防災計画策定および防災施設等の整備	7
	(6) 公共施設の修景・整備	8
第7章	保存地区の保存および活用の取り組み	
	(1) 保存地区の取り組みの方針	8
	(2) 保存地区を守るために必要な人材の育成	8
	(3) 地域活性化活動を行う個人および団体の育成	8
	(4) 歴史的風致を活かしたまちづくり	8
	(5) 公共団体等関係機関との協議	8
第8章	小浜西組伝統的建造物群保存地区におけるこれまでの取り組み	9
資料編		10

小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成10年小浜市条例第31号。以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき、小浜西組伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存および活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

## 第1章 保存活用計画の基本事項

### （1）保存活用計画の目的

この保存活用計画は、地域社会の総意と熱意に基づき、市民と行政との互いの協力と信頼関係により、保存地区の歴史的風致を地域の財産として保存するとともに、保存地区および小浜市の文化基盤の向上、地域活性化に資することを目的とする。

（歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる町家や寺社などの伝統的建造物群および敷地割、路地、水路、樹木などが一体となって形成してきた良好な町並みの景観・環境をいう。）

### （2）保存地区の名称、面積、区域

名称：小浜西組伝統的建造物群保存地区

面積：約19.1ヘクタール

区域：小浜市小浜男山、小浜香取および小浜飛鳥区の全区域ならびに小浜鹿島、小浜貴船、小浜大原、小浜浅間、小浜白鳥、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田および青井区の一部の区域（山林部分は除く。）（その範囲は別図1に示す。）

## 第2章 保存地区の保存および活用に関する基本計画

### （1）保存地区の沿革

福井県の南西部に位置する小浜市は、昭和26年に小浜町を母体とし周辺町村が合併して生まれた地方都市である。古代、若狭国の国府が設置され、若狭国の政治・経済・文化の中心地であった。

「小浜」の地名は、文永2年（1265）の「若狭国惣田数帳案(わかさのくにそうでんすうちょうあん)」の八幡宮の神田が初見である。若狭国衙の税所(さいしょ)今富名内にあった小浜に、鎌倉末期から高利貸商人が住み、南北朝以降には問丸(といまる)や政所(まんどころ)が置かれた。

その後、暦応(りゃくおう)2年(1339)には、若狭守護大高重成が安国高成寺(青井山)に居館を構え、さらに室町時代の若狭守護の一色氏も引き続き、守護館としたことから、政治・文化の中心地となっていた。延文3年(1358)には、八幡神社前に市の塔(宝篋印塔(ほうきょういんとう))が建てられ、応永15年(1408)には、南蛮船も入津するなど小浜は湊町として発展し、小浜西組には、八幡神社の門前町として町並みが形成されていたことが想像される。

大永2年(1522)には、若狭国守護となった武田元光が、後瀬山頂に山城を、

山麓の八幡神社横に守護館（共に国史跡指定）を築いたが、八幡神社や後瀬山山麓周辺の寺地に城館の防備役として家臣屋敷を配備した城下町であったため、武家屋敷と町家が混在した町が形成されていった。武田氏が小浜を支配した以後は、朝倉氏、丹羽氏、浅野氏、木下氏と支配者が短期間に代わり、関ヶ原の合戦後、京極氏が支配することとなった。京極高次が藩主となってからは、慶長5年（1600）に後瀬山城を廃し、雲浜の地に築城を始めた。その後、寛永11年（1634）に酒井忠勝が入部し、武家町と町場を区画したことから、中世以来、武家と町人が混在する町場の形態から武家と町家を区画し、大きく町の様相が変化することとなった。

近世・近代の小浜は、都に近い日本海側で唯一の天然の良港であったことから、産業、経済活動の発展は、その自然地形によるところが大きい。特に、江戸時代初期より日本海側の諸藩は、京都と結ぶ海運流通の拠点として小浜を位置づけ、各藩の物産が小浜湊に陸揚げされ、熊川宿（重伝建地区）を經由して近江・京都へ運ばれた。これにより、各藩の蔵問屋が小浜町にでき、富裕な商人階層が生まれ、小浜の町は発展してきた。

江戸期の小浜町は、慶長12年（1607）に町割りがなされ、町の数41町、東西2組に分けられた。その後、寛永8年（1631）の町改めにより、町の数46町と増加した。さらに貞享1年（1684）に町割が改められ、52町となり、東組・中組・西組の3組に分けられた。江戸中期で家数2,553戸、人口10,156人を擁する日本海側でも有数の城下町であった。

小浜町の状況は、寛永20年（1643）頃に描かれた「小浜城下町全図」等によってうかがえる。その図によると、小浜藩は、小浜湊に南川が流れ込む河口付近の町場の東組には回船問屋を移築させ、商家町の中組には米問屋、酒造業など富裕な商人を住まわせた。町人町の西組は、明治7年（1874）の字切り図に諸職の屋号が散見できることから、中世以来の守護所に付随したであろう職人町としての性格を、その後も色濃く残していたものと思われる。

また、小浜町の町名には常在小路などの「小路名」を持つものと、中西町などの「町」名で呼ばれるものがあった。いま、その町名は、明治7年（1874）の町名改正により、全国の著名な神社名を冠した町名となっている。

明治期になって敦賀・米原間に鉄道が敷設され、小浜の産業は大きな影響を受けたことから、小浜の商人たちは、熊川宿を經由して近江と若狭を結ぶ京若鉄道の建設を計画した。これは日清戦争の勃発により実現しなかったが、大正期に入り小浜線が開通した。

これ以降市街地を中心とした開発が進められたが、小浜西組は居住地域としての要素が強く、今日まで歴史的な町並みが守られている。

## （2）保存地区の歴史的風致を構成する町並みの特性と伝統的建造物群の現況

町並みは、海岸線間近に山麓が迫った制約の多い土地に、西南から東北に弓形に延びる海岸沿いに並行する東西2本の道路と、海岸に直交する南北の道路によって区画さ

れる。

便宜上、海岸と並行する道路を通りとし、通りに直交する道路を筋として、大きく東西の通りを南側から、上の通り、中の通り、下の通りとし、南北の筋を東側から八幡筋、福岡町筋、常高寺筋、清水町筋、三丁町筋、寺町筋と称する。

西組は、江戸時代の分け方であり、もともとは東組、西組だけだったのが、西組は中組、西組の2つに分けられた。その区切りが八幡小路あたりだと言われている。

保存地区は、江戸時代の町名で、中小路・八幡小路・西宮前町（男山区）、中西町・福岡町・富田町（鹿島区）、風呂小路・二ツ鳥居町（白鳥区）、浜浦町・文珠丸町（貴船区）、石垣町・滝町・今道町（浅間区）、今道町・清水町（大原区）、柳町・青井町（飛鳥区）、柳町・獵師町・常在小路（香取区）の18町、主に8区で構成されている。また、旧柳町・旧青井町・旧獵師町を別名三丁町と呼んでいるが、これは江戸時代初期に成立した茶屋町の別称である。三丁町は寺町、獵師町、柳町の3町のことを呼んでいたとされる。ただし、寺町は「五十貳町之外」と記されていることから寺が集中的に配された地域の呼称と考えられる。

西組は、丹後街道が東西に貫通し、後瀬山山麓に沿って21の寺社が点在する。これらの寺社は、弘安2年（1279）に創建された時宗浄土寺をはじめ、永仁2年（1294）創建の日蓮宗妙興寺、永享元年（1429）創建の誓願寺、嘉吉2年（1442）創建の法華宗本承寺、文明15年（1483）創建の臨濟宗栖雲寺、延徳2年（1490）建立の臨濟宗東光寺などの19寺院と、天満神社、八幡神社の2神社である。また、町の辻などには街道名を記した道標が今も見受けられる。街道の玄関口にあたるのは、青井口、欠脇口、長源寺口の3ヵ所で、いずれも番所が置かれていた。

また、西組には、中世末から近世初頭にかけてつくられた食い違い（カギ型）や行き止まり、T字路に壁面線の雁行、東には道幅の不均一など、防衛的な役割をおった道路を各所に配しており、嘉永6年（1853）、安政5年（1858）、明治7年（1874）、明治21年（1888）の大火で被害を受けたものの、これらの道路は大きく変化することなく現在に引き継がれている。

町並みは、間口、壁面の構成意匠、軒高と道幅などの関係から、八幡神社付近や丹後街道付近と、三丁町付近の二つに大きく分けられる。

八幡筋や丹後街道に展開する門前町的な商家の主屋を主体とする景観は、鳥居、狛犬、灯籠、海鼠壁（なまこかべ）の土蔵に、辻堂や地蔵祠が彩りを添え、近代に建てられた洋風建築も点在している。また、三丁町筋に展開する景観は、1階に出格子、2階に出窓や縁をもつ茶屋町的な主屋を主体とする。しかし、これら出格子などの意匠は三丁町だけのものではなく、町全体に散見できる共通性をもつ。このように道路両側に低い軒と庇をもつ平入り瓦屋根の建物が整然と立ち並び、薨（いらか）の重なりと塗籠（ぬりごめ）の壁と格子が美しい景観を生んでいる。

さらに、西組では、城下町の建設に伴い集中的に配置された寺社を巧みに利用しながら、生活空間を維持している。通りの表に占める各寺院の間口のほとんどは、参道と門構え、または塀のみであり、本堂や庫裡などは通り沿いの家屋背後にある。また、

後瀬山の豊富な緑と開放的な寺社境内は、町並みを大きく支配するものとはなっていないが、町並みの景観と環境の保全に大きく寄与している。

### (3) 保存地区の歴史的風致を構成する伝統的建造物群の特性

保存地区の伝統的建造物の構成は、間口より奥行が長い短冊型の敷地に、道路に面して主屋を建て、主屋の背後には中庭を配し、中庭の横に便所や風呂・炊事場などの付属屋を設け、付属屋の背後には土蔵を構えている。また、三丁町の家屋は、間口・奥行ともに狭く、主屋の材質の太さや彫刻などの装飾に関して繊細で簡素なものが多い。そして土蔵は見られず、主屋の背後に設ける離れなどの付属建物が、茶屋町の雰囲気を醸し出している。

屋根は、主に平入りで小浜市口名田地区において生産された若狭瓦で葺いている。若狭瓦は燻して造られるため、いびつな形になることもあり、土葺きの工法が用いられる。

#### ①主 屋

主屋は、江戸末期からの伝統を引き継ぐ2階建てもしくは平屋で、平入り、瓦葺きで構成されている。表構えは真壁造で、下屋庇(小屋根)を備え、2階正面の両端に袖壁(袖卯建)を付ける。

家屋の前面の建具等は、祭礼(放生会)時等に取り外しができる構造をもつものがある。大屋根は若狭瓦で葺き、下屋庇(小屋根)は若狭瓦での瓦葺き、金属板葺き、板葺き等である。明治期に建てられた家屋の軒高は低く押さえられているが、大正期、昭和前期となるにつれ、家屋の軒高が高くなる。

外壁は真壁、外観はベンガラ塗で、大壁は少ない。

開口部には、摺上戸、引戸、出格子、平格子、大戸、板戸等が使われ、木製ガラス戸には以前、障子が入れられていたが、現在は正面全面にアルミサッシが使われている例が多い。2階の開口部は格子窓が多く、稀に虫籠窓も見られる。格子は縦格子で、貫は下方が密であり、上方は疎である。

1階正面にはガッター(揚見世)を付けている家屋が多かったが、格子が発達したため、ガッターを取り外した家屋が多い。

近代に入ると、洋風の意匠が取り入れられたものも見られる。

#### ②土 蔵

土蔵は、主屋と同じく若狭瓦葺きの建物である。外壁の腰廻りは焼杉板の縦目板張り、上方は白漆喰塗りとしている。通りに面するものは海鼠壁のものもある。近代に入ると、レンガ造のものも建てられている。

#### ③付属屋

付属屋は、主屋背後にある中庭の横等に建てられた廊下、便所、風呂、炊事場、離

れ等である。付属屋は、平屋建で瓦葺きの真壁造であり、壁等の外観は主屋に準じている。

#### ④寺社建築物

寺社建築物として、21の寺社が点在し、本堂、庫裏、山門、土塀、鐘楼等の伝統的な建造物が残る。主に、明治21年(1888)の大火以降に建てられた寺社建築物が多い。

### (4) 保存と活用の方針

保存地区においては、住民をはじめ市民が、小浜の歴史と文化を愛して誇りを持ち、快適に住み続けて、ここを訪れる人々と互いに心を通わせ活動し、この地域に住んで良かったと思えるような、より魅力ある地域となるようなまちづくりをめざす。また、前述の伝統的建造物群の特性を活かしながら、伝統的建造物群およびこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上に配慮しつつ、保存地区の修理および修景に努める。

#### ①修理

修理とは、「別表4 修理基準一覧」に基づき、伝統的な建造物の主たる構造体の補強や維持・復原を行う行為をいう。

#### ②修景

修景とは、「別表5 修景基準一覧」に基づき、家屋の外観を保存地区内の様式にあわせて作り出すことをいう。

### (5) 保存の内容

保存地区内の江戸末期から昭和30年までに建てられた主屋、土蔵、付属屋、寺社等の建築物や門、土塀、板塀、石垣、石橋、鳥居、灯籠、地蔵堂等の工作物（以下「伝統的建造物」という。）の修理および保存を行う。

また、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する要素として、路地、水路、樹木など環境を保存するため、特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）があり、これらについても、景観に配慮して復旧および保全を行う。

保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地等については、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

## 第3章 伝統的建造物および環境物件の決定

### (1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは、江戸末期から昭和30年までに建築された伝統的な諸特性を維持

していると認められるもののうち別表 1 並びに別図 2 に示す物件および歴史ある工作物のうち別表 2 並びに別図 3 に示す物件をいう。

## (2) 環境物件

環境物件とは、伝統的建造物群と一体をなす水路や路地など、景観上重要な自然物その他のもののうち、別表 3 並びに別図 4 に示す物件をいう。

## 第 4 章 保存地区内における建造物および環境物件等の保存整備計画

### (1) 保存整備の方針

道路や路地から望見できる建造物、敷地内の土蔵・付属屋および周囲等の景観を保存していくため、伝統的建造物の修理、復旧ならびに環境物件の維持に努めるとともに、地域生活環境の整備を促進し、小浜らしい歴史的風致を活かしたまちづくりを図る。

### (2) 保存整備計画

#### ①伝統的建造物

伝統的建造物は、建築当初の形式、それ以後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、主として家屋や付属屋の構造体および外観を維持するために修理を行う。また、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは、原則として復原を基本とした修理を行う。

小浜の町家の変遷をうかがえる重要な建造物は、文化財に指定した上で、建物の全面的な復原を行い、保存する。

伝統的建造物は、伝統的な形式を保持し、修理して保存する。

#### ②伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建造物（工作物を含む。）の新築、増築、改築・移転について、歴史的風致を損なうことがないように別表 6 の許可基準を設けるとともに、伝統的建造物の特性に準じてできる限り、これらと調和するような修景を進める。

#### ③環境物件

水路、路地、自然物等の環境物件については、歴史的風致を構成するかけがえのないものとして、その保全と整備に努める。

## 第 5 章 保存地区内における建造物および環境物件等の保存にかかる助成措置等

### (1) 建造物等の修理および修景に要する経費の補助

保存整備計画に基づく建造物等の修理、修景に要する経費の補助については、別に定



める「小浜市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)」により行う。

## (2) 保存団体への補助

保存地区内の住民等により組織された保存団体および伝統的建造物の保存技術の向上などを目的とした団体等に対して、その活動に要する経費の一部を「補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助することができる。

## (3) 建築物の新築、増築、改築等にかかる設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行う。

# 第6章 保存地区内の保存および活用のために必要な環境整備計画

## (1) 伝統的建造物の公開および展示施設の整備

保存地区内の伝統的建造物等の一部を公開活用し、地域活性化を図る。また、放生会の出し物を保存し、往時の生活を示す生活用品の展示施設の設置を検討する。

## (2) 管理施設等の整備

保存地区の歴史的風致を守るとともに、地域活性化を進めるため、標識、説明板、案内板等を景観に調和した形式、構造で設置する。また、保存地区の案内施設を設置・管理する。

## (3) 環境の整備

保存地区内の主要な道路における側溝および排水路の整備に加え、三丁町の通りの景観を阻害している電線の地中化を実施した。今後、保存地区内における水路の整備や街路灯等についても、更新の際等に合わせ、保存地区の町割りの特徴を維持しつつ、景観と調和したものに整備する。

看板等は、保存地区にふさわしいものにする。

## (4) 道路・駐車場の整備

三丁町の通りを石畳風舗装、それ以外の主要な道路をリブカラー舗装による整備を行った。今後も、保存地区内の景観に調和するよう配慮する。

駐車場は、できる限り塀等によって修景を行い、景観を損なわないような整備を進める。また、地区外からの訪問者専用の駐車場は、保存地区外での設置を検討する。

## (5) 防災計画策定および防災施設等の整備

小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区防災計画策定報告書に基づき、災害に対する安全性を確保するため、易操作性消火栓5基の整備や補助制度による民間所有の建造物

への連動式火災警報器の設置等を進めてきた。

災害を未然に防ぎ、または災害を最小限にするため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努めるとともに、自主防災組織との連携を図る。

初期消火および延焼防止を目的とした消火栓、放水銃、防火水槽等、保存地区の防災に必要な設備を適所に設置する。

災害時等の緊急連絡や各種情報の収集を迅速に行うため、ネットワーク型による自動火災報知器等の設置を進める。

災害時の避難については、公共施設の他、広い境内をもつ神社や寺院を避難地として活用する。また、地区外からの訪問者を広域避難地へ誘導するルートのご案内を整備する。

## **(6) 公共施設の修景・整備**

地区集会所、休憩所やゴミ集積所あるいは公衆便所等の便益施設については、歴史的風致に調和した形で、修景や整備を行う。

## **第7章 保存地区の保存および活用の取り組み**

### **(1) 保存地区の取り組みの方針**

この保存活用計画および小浜西組新マスタープラン2018「ベンガラ格子が灯る町～なつかしい未来を目指して～」に基づき、100年先の未来に地域と人々の暮らしを紡いでいくため、地域住民等と協働で取り組んでいく。

### **(2) 保存地区を守るために必要な人材の育成**

保存地区の伝統的建造物の修理に理解や知見のある技術者（ヘリテージマネージャー等）を育成するため、研修会の開催および技術的に必要な支援を行うとともに、将来を担う人材を育成するためのキャリア教育の実施等を進める。

### **(3) 地域活性化活動を行う個人および団体の育成**

保存地区の歴史的風致を活かし、良好な生活環境を保持するとともに地域を活性化することを目的に活動する個人および団体等の育成を行う。

### **(4) 歴史的風致を活かしたまちづくり**

地域住民および団体、文化財保存活用支援団体等と協力しながら、UIターン者の定住促進、居住以外の用途を含めた空き家の利用促進、周辺文化財や観光施設との連携、情報発信等に取り組むことで、保存地区を活性化させるためのまちづくりを進める。

### **(5) 公共団体等関係機関との協議**

地方公共団体等による環境整備にかかる諸事業は、景観に調和したデザイン等となる

よう、積極的な情報連携および指導・助言あるいは要請を行う。

## 第8章 小浜西組伝統的建造物群保存地区におけるこれまでの取り組み

- |       |   |
|-------|---|
| 平成 2年 | 小浜西部地区町並み調査（～4年まで）  |
| 平成 7年 | 小浜西部歴史的地区環境整備協議会発足  |
| 平成 9年 | 小浜町並み保存資料館開館  |
| 平成10年 | 小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例制定  |
| 平成14年 | 小浜市歴史的景観形成事業開始  |
| 平成15年 | 小浜市町並みと食の館（旧料亭・酔月）開館  |
| 平成19年 | 小浜西部地区のまち並み見直し調査  |
| 平成20年 | 小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画告示<br>国の重要伝統的建造物群保存地区選定（6月9日付け）<br>小浜市重要伝統的建造物群保存地区における小浜市市税条例および小浜市都市計画税条例の特例に関する条例制定 |
| 平成21年 | 小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定<br>小浜西組マスタープラン「ベンガラ格子が灯る町」策定、一門一灯運動実施（小浜西組町並み協議会）               |
| 平成23年 | 小浜西組伝統的建造物群保存地区防災計画策定   |
| 平成24年 | 町家deフェスタ開催（25・26・27年も開催）  |
| 平成26年 | 小浜地区中・西部地域調査設計（都市再生整備計画事業）  |
| 平成27年 | 蓬嶋楼（ほうとうろう、旧料亭）公開<br>小浜地区中・西部地域街路整備着手（都市再生整備計画事業）   |
| 平成28年 | 小浜街並み保存資料館移転<br>小浜地区中・西部地域街路整備着手（都市再生整備計画事業）  |
| 平成30年 | 重伝建選定10周年記念行事实施<br>小浜西組新マスタープラン2018「ベンガラ格子が灯る町 ～懐かしい未来を目指して～」策定（小浜西組町並み協議会）                               |
| 平成31年 | 保存地区内におけるゾーン30（最高速度30km制限）適用開始  |
| 令和 2年 | 三丁町の街路整備・易操作性消火栓設置完了<br>三丁町バザール開催（三丁町寄り合い、以降年数回開催）  |
| 令和 4年 | 御食国まち歩きマルシェ開催（令和5年度も開催）   |
| 令和 5年 | 保存地区内の街路整備完了  |

# 資 料 編

## 目 次

別図 1	保存地区の範囲図	《略》	
別表 1	伝統的建造物（建築物）	《略》	
別図 2	伝統的建造物（建築物）	《略》	
別表 2	伝統的建造物（工作物）	《略》	
別図 3	伝統的建造物（工作物）	《略》	
別表 3	伝統的建造物（環境物件）	《略》	
別図 4	伝統的建造物（環境物件）	《略》	
別表 4	修理基準一覧		11
別表 5	修景基準一覧		12
別表 6	許可基準一覧		13

別表4 修理基準一覧

区 分		修理基準内容
建築物	位置・規模	建築当初の形式、その後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、前述の家屋の外観を維持するための修理を行う。 また、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは、復原を基本とした修理を行う。
	構造・階数	同上
	屋根	同上
	庇	同上
	軒	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠・形態・ 材料・色彩・ その他	同上
設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、景観と調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。	
工作物	門・塀	伝統的な規模・意匠等を保持し、修理して保存する。
	屋外広告物等	同上
環境物件	木材の伐採	現状を維持するものとし、歴史的風致を著しく損なう場合は伐採しないものとする。やむを得ず伐採するときは、代わる植栽を行うものとする。
	土石類の採取	現状を維持するものとし、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

別表5 修景基準一覧

区 分		修景基準内容
建 築 物	敷地割	現状維持とする。
	位置	伝統的な位置を踏襲する。
	構造・階数・高さ	構造は木造とする。建造物の階数は2階以下で、高さは現在のまま(軒高18尺以内)とし、周囲の景観と調和させるものとする。ただし、3階建て以上の場合は、道路から見えない高さおよび位置とする。
	屋根	平入りとする。 屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。
	庇	出幅、高さ、形態は伝統的形式を踏襲するものとし、日本瓦葺き、または板葺き、もしくは銅板(鉄板)葺きとする。
	軒	出幅、高さ、形態は伝統的形式を踏襲するものとし、軒裏は垂木の表わしとする。化粧軒裏の場合は、鼻隠しを打たない。
	雨樋	景観に調和したものとする。
	外壁	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。
	開口部	1階の開口部(戸口を除く)は、木質構えとする。格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。
	意匠・形態・材料・色彩・その他	伝統的形式に合致、または準ずるものとする。
設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、景観と調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。	
工 作 物	門・塀	外壁・庇と同じように和風の仕上げとする。構造が木造以外の場合も、外観は木造のようなデザインにする。
	屋外広告物等	表示・設置数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

※特に上記の基準にあてはまらない修景工事については、伝統的建造物群の特性に基づき、審議会にて決定する。

別表6 許可基準一覧

区分		許可基準内容
建築物	敷地割	原則、現状維持とする。
	位置・規模	周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える等、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	構造・階数	原則、構造は木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的形式と調和を図る。 原則、階数は2階以下とする。ただし、3階建ての場合は、道路から見えない位置とする。
	屋根	原則、勾配屋根かつ切妻平入とし、屋根材料および勾配等については、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	庇	原則、2階建ての場合は正面に庇を設け、その出幅、高さ、形態等は伝統的形式に順じ、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	軒	軒の出幅、高さ、形態等は伝統的形式に順じ、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	外壁	原則、自然素材もしくは自然素材に近似する色彩の素材等を使用し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	開口部	位置、形態および仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	意匠・形態・材料・色彩・その他	伝統的形式を参考とした意匠、形態、材料、色彩等とし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
工作物	門・塀	上記に準じ、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	屋外広告物等	表示・設置数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、歴史的風致を著しく損なわないものとし、自家用以外の広告物の設置は避けるものとする。
車庫・駐車場		駐車場を設ける場合は、周囲の伝統的建造物の壁面線に沿って塀や垣等を設けるなど、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空き地が生じた場合、歴史的風致を著しく損なわないよう、管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を著しく損なわないものとする。

※原則にあてはまらない現状変更行為については、審議会にて個別審査を行う。

※許可基準を満たしていない既存建築物の取り扱いは次の通りとする。

- ・許可基準を満たすために別途行為や費用等を要する維持管理行為は、個別に協議を行う。
- ・過去に審議会の審議事項となった建造物等については、許可基準を満たさないすべての行為について、審議会にて個別審査を行う。